

# 2026年度

## 成年後見人材育成研修(委託研修)開催要項

成年後見人材育成研修(委託研修) (以下、「委託研修」) は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。基礎研修Ⅲを修了された方及び2025年度の基礎研修Ⅲを修了される予定の方を対象としています。

本研修を修了し、かつ別途案内する名簿登録研修を修了した者は権利擁護センターぱあととなあ成年後見人候補者名簿に登録することができます。(※別途名簿登録料が必要です)

- 1. 研修目標**
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。  
(※本研修の修了は、権利擁護センターぱあととなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
  - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

- 2. 日時**
- 1日目 2026年 9月12日(土) 9時00分～17時00分(予定)
  - 2日目 2026年 9月13日(日) 9時00分～16時30分(予定)
  - 3日目 2026年 12月12日(土) 9時00分～16時40分(予定)
  - 4日目 2026年 12月13日(日) 9時30分～15時50分(予定)
- (※時間は変更になる可能性があります。)

- 3. 会場** 広島県社会福祉会館 (広島市南区比治山本町12-2)

**4. カリキュラム(予定) 別紙参照**

- (1) 講義・演習等：4日間23時間
- (2) 事前課題：指定する4課目は「事前課題」を提出して頂きます。  
課題については、その都度ご案内します。
- (3) eラーニング (任意での事前学習)

**5. 受講対象** 下記のいずれかの者で、「6 受講要件」の全てを満たす者。

- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターぱあととなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

**6. 受講要件**

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 次にあげる a～c のいずれかを満たす者
  - a 日本社会福祉士会の基礎課程(基礎研修Ⅰ～Ⅲ)を修了している者
  - b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
  - c 認定社会福祉士である者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (4) 都道府県社会福祉士会年会費の未納のない者

**7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員**

区分	県社会福祉士会名	定員
研修を主管する社会福祉士会(主管社会福祉士会)	広島	80
研修の対象となる指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	山口	
	島根	
	愛媛	

※受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

8. 受講費 66,000円(税込み)(別途市販テキスト代が必要となります。)  
※いったん納入された受講費は、主催者(研修を主管する社会福祉士会)の責による場合以外は返金いたしません。

## 9. 申込

- ◆申込 所定のフォームからお申し込みください。
- ◆申込フォームURL <https://ws.formzu.net/dist/S64648942/>
- ◆申込締切 **2026年5月8日(金) 12時まで**



10. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
- ① 主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。
  - ② 指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。
  - ③ 上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します

## 11. 受講可否の連絡等

- ・ 受講可否は、6月中旬頃に郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・ 受講費は受講可否の通知にて振込先をご案内しますので、指定期日までに納入をお願いします。
- ・ 受講決定の場合、受講費の納入後に受講可否通知内に印刷されているQRコードを読み取り、Googleフォームより受講登録を行ってください。(登録がない場合は、受講費納入後であっても受講できないため、必ず登録して下さい。)
- ・ 受講登録に使用するメールアドレスはパソコンで使用するアドレスとしてください。携帯キャリアメールは不可とします。
- ・ 会場案内、テキストの購入方法、事前課題およびキャンセル等の取り扱いについても、受講可否の通知にてご案内します。

12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。
- ・ 面接授業の出席が100%であること
  - ・ 事前課題を「遅滞なく」または「期限内に」提出すること
  - ・ 修了評価で一定の水準を満たすこと
  - ・ その他 主催者の判断で、研修の妨害行為や研修に支障があると認められる場合は、研修の修了を認められない場合があります。

※15分以上の遅刻・中座・早退があった場合はその課目は欠席とみなされ、修了とはなりません。

- ・ 累積15分の遅刻・中座・早退は、1回の欠席とみなされます。
- ・ 講義中の飲食等は控えて頂いて研修を受講して下さい。受講態度不良により欠席扱いとなります。
- ・ 15分以上の居眠りも同様に欠席扱いとなります。

### \*期間内に修了できない場合の代替措置について

欠席した課目数が4課目以内の場合は、1期(1年間)に限り受講期間の延長を認め、欠席課目を翌年度に履修することで研修を修了することができます。

## 13. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。  
認証科目：後見制度の活用(成年)(分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群)  
単位数：2単位

認証番号：20250007

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター

15. 主 管 公益社団法人広島県社会福祉士会

申込先・問い合わせ先

一般社団法人 山口県社会福祉士会  
〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内  
TEL：083-928-6644 FAX：083-922-9915